12.7.29
165号

新潟鉄工所争議に関する件

昨日、日本労働総同盟主事松岡駒吉氏が新潟鉄工所の解雇手当の件に関し、本省を訪問し、永井労働部長の諒解を得たるに、関東関西に亘り三十二名外の六百十七名解雇給付平均七十額を（年給 一年分賃金三百七十）得。同日直ちに松岡駒吉、望月源次同伴の上、本争議代表六名、月島代表三名、丸の内有楽町の新潟鉄工所本社を訪問（午后二時半頃）社長及び和田子爵に面会を求めたるところ、面会の必要なしとして拒絶せられ、同社長野崎三郎代って面会し、目下社の既定方針は絶対に変更不可能のものなれば、諸君が此れを承認せざる限り面会するも無益なる事を伝へ、又目下会社従業員以外の者とは絶対に面会せざる事を固く述べたり

若しこ、工場を閉鎖を継続せんとするか、それを知らしめんとするものあらしめ。
然れ共伝ふる所によれば、解雇手当の問題を主とするが如き事とあるべしと云ふ

大正十二年八月廿六日 報告

財団法人 協調会